

市民活動団体向け「市民活動支援ブース」

## 令和5年度 使用団体募集要項



【 募 集 期 間 】

令和4年 10月 1日(土)～令和4年 10月 31日(月)

岐阜市市民協働推進部 市民活動交流センター

## <もくじ>

1	施設の概要	1
2	使用期間	1
3	応募資格	1
4	応募手続等	2
	(1) 申込書類の提出方法等	
	(2) 提出書類	
	(3) 応募に関する留意事項	
5	使用までのスケジュール	2
6	使用団体の審査・決定方法	2
	(1) 審査方法	
	(2) 複数区画の使用及び再募集	
	(3) 審査結果	
7	権利義務の譲渡の禁止	3
8	使用上の留意点	3
9	使用の取り消し	4
10	お問い合わせ先	4
◇申請に係る書類		
	○市民活動支援ブース使用申込書	5
	○岐阜市市民活動団体登録（更新）申請書	7
◇参考資料		
	○みんなの森 ぎふメディアコスモス条例	9
	○みんなの森 ぎふメディアコスモス条例施行規則（様式を除く）	15
	○市民活動支援ブース等の使用許可に係る手続等に関する要綱（様式を除く）	21

以下の内容で、市民活動支援ブース（以下「支援ブース」という。）の使用団体を募集します。

## 1 施設の概要

- ①名称 市民活動支援ブース
- ②所在地 岐阜市司町 40 番地 5  
ぎふメディアコスモス 1 階 市民活動交流センター内
- ③施設規模 区画数 8 区画（1 区画 1.8 ㎡）  
※使用は原則 1 団体 1 区画での使用とします。
- 付随設備
- ・机（W1500×D720×H690） 1 台
  - ・椅子（補助椅子含む） 2 脚
  - ・デスクサイドワゴン（キャスター付） 1 台
  - ・書棚（W410×D400×H1100 3 段） 2 本
  - ・有線 LAN（WEB 回線）
- 使用時間 9:00 から 21:00 まで  
※原則毎月最終火曜日及び 12 月 31 日から 1 月 3 日までは休館日のため利用できません。
- その他
- ・電話回線は必要であれば使用者において設置するものとします。
- ④使用料 1 区画 1 ヶ月 2,280 円

## 2 使用期間

原則 1 年（年度ごとに募集）

## 3 応募資格

支援ブースの使用申請に係る応募資格は、次の条件をすべて満たす団体とします。

- ① 岐阜市市民活動団体登録要綱第 4 条の規定により登録を受けた団体。
- ② 事務所機能を必要とし、支援ブースを事務所として使用する団体。
- ③ 12 月 3 日（土）の岐阜市市民活動支援事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）に出席できる団体。

### ※団体登録を受けることができる要件

- ・ 会則、規約または定款の主たる目的及び活動が特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）別表に掲げる活動のいずれかに該当すること
- ・ 市内で活動し、又は活動することを予定していること
- ・ 5 人以上の会員で構成されていること
- ・ 入退会に不当な制限がないこと
- ・ 総会、運営委員会その他の民主的な意思決定の機関を有すること
- ・ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とした団体でないこと
- ・ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党について推薦し、支持し、又は反対することを目的とした団体でないこと
- ・ 公の秩序又は善良な風俗に反する活動をしていないこと

## 4 応募手続等

### (1) 申し込み書類の提出方法等

市民活動交流センターのホームページで書類を入手し、提出してください。  
申し込みの受付期間は、令和4年10月1日(土)から令和4年10月31日(月)までとし、  
応募に要する経費は全て応募者の負担となります。

### (2) 提出書類

- ① 市民活動支援ブース使用申込書
- ② 岐阜市市民活動団体登録の申請に係る書類 ※令和4年度団体登録がなされていない場合
  - i) 岐阜市市民活動団体登録(更新)申請書
  - ii) 会則又は規約(特定非営利活動法人にあつては、定款)
  - iii) 役員名簿(役職・氏名・住所)
  - iv) 申請年度の事業計画書及び予算書
  - v) 直近の事業年度の事業報告書及び決算書(団体を設立した後1年を経過しないものを除く。)
  - vi) 活動状況がわかる参考資料(会報、ニュースレターなど提出できる資料。)

### (3) 応募に関する留意事項

- ① 申込書類に虚偽の記載があつた場合は、失格とします。
- ② 申込書類は理由の如何を問わず、返却いたしません。
- ③ 申込受付後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。
- ④ 市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがあります。
- ⑤ 応募者が提出した書類等は、岐阜市情報公開条例(昭和60年6月20日岐阜市条例第28号)第2条に定める公文書となり、情報公開の対象となります。

## 5 使用までのスケジュール

募集期間	令和4年10月1日(土)～10月31日(月)
応募説明会	令和4年10月14日(金)
書類審査	令和4年11月上旬
審査委員会	令和4年12月3日(土)
結果通知	令和4年12月下旬
使用開始	令和5年4月1日(土)

## 6 使用団体の審査・決定方法

### (1) 審査方法

提出された申請書について、応募資格等に適合するか書類審査を行った上で、申請団体によるプレゼンテーション等を行い岐阜市市民活動支援事業審査委員会(以下「審査委員会」という。)による評価項目の総合点数方式で支援ブースの使用候補者を選定後、市長が決定します。

また、使用候補者の選外となった団体については補欠者とします。補欠者としての効力は、選定結果を通知した日から令和6年3月31日までとし、年度の途中で退去等により空き区画が生じた場合に、上位順より補欠者の意向を確認のうえ使用を許可するものとします。

<評価項目及び評価の視点>

評価項目	評価の視点
① 支援ブースの趣旨の理解	活動の場の提供や使用団体間の連携など支援ブースを設置した趣旨を理解している
② 支援ブースの必要性	支援ブースの使用目的が明確で、事務スペースとして計画的な利用が見込まれる
③ 活動の発展性	支援ブースを使用することで、活動が将来に向け発展・活発化していくことが期待できる
④ 使用団体間の連携・協調性	使用団体間の連携・交流の意義・必要性を理解し、そのための取り組みについて具体的な考えがある

## (2) 複数区画の使用及び再募集

使用候補者が全区画数に満たない場合は、申請時に2区画を希望していた団体にさらに1区画の使用許可を行うものとします。また、それでもさらに空き区画がある場合は、再募集を行う場合があります。

## (3) 審査結果

審査結果については、後日申請団体へ通知します。

## 7 権利義務の譲渡の禁止

支援ブース使用者は、権利義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供することはできません。

## 8 使用上の留意点

- ① 支援ブースの使用は、使用許可期間に対し（使用の有無に関わらず）、使用料がかかります。使用許可後、なるべく早く支援ブースに入所してください。
- ② 使用料は、原則として使用する月の前月末までに納入してください。
- ③ 使用する区画の場所については、使用が継続して許可された使用者の場合はその使用区画を継続することとし、新たに使用許可された団体は話合いで決定します。
- ④ 使用開始後、支援ブースの使用状況や団体の活動状況等について、適宜、報告して頂く場合があります。
- ⑤ 支援ブース使用者相互の交流促進と市民活動交流センターの機能向上を目的として、適宜、使用者と市等の意見交換会を開催します。
- ⑥ 施設の管理運営上必要があると認めた場合、職員は支援ブースに立ち入ることがあります。その場合、使用者は立ち入りを拒むことはできません。
- ⑦ 使用者の責に帰する事由により、市若しくは第三者に損害を与えた場合は、損害を補償するものとしてします。

## 9 使用の取り消し

- ① 支援ブースの使用許可期間中に団体が使用を中止する場合は、3ヶ月前までに所定の書面により申し出てください。  
使用月の途中で退去されても、日割りで月の料金が発生します。
- ② 市は、使用者が以下のいずれかに該当すると認めるときは、使用の取り消しを命ずることができます。その場合、速やかに使用を中止し退去していただきます。
  - ・応募資格に不適合となったとき。
  - ・団体が解散若しくは活動休止となったとき。
  - ・市民活動交流センターの適正な管理運営を阻害する活動を行ったとき。
  - ・料金未払いなどの違反行為があったとき。
  - ・関係法令、条例、規則又は要綱に基づく市の指示に従わないとき。
  - ・関係法令、条例、規則又は要綱の規定に違反したとき。
  - ・その他、市が使用させることが不適切と認めるとき。
- ③ 使用者は、その使用期間が満了したとき又は使用を取り消されたときは、支援ブースを速やかに原状に復してください。なお、使用者が原状回復義務を履行しない場合、市において原状に復し、その費用を使用者に請求することとします。

## 10 お問い合わせ先

みんなの森 ぎふメディアコスモス 市民活動交流センター

〒500-8076 岐阜市司町40番地5

☎058-264-0011

✉comm-act@city.gifu.gifu.jp

開館時間 午前9時～午後9時

休館日 毎月最終火曜日（祝日の場合は翌日）・12月31日～1月3日

承認番号 第 号  
承認日 年 月 日

市民活動支援ブース使用申込書

申込日 年 月 日

（あて先）岐阜市長

団体名

氏名

申込者

住所 〒

電話番号 ( ) —

市民活動交流センターの市民活動支援ブースを使用したいので、次のとおり申し込みます。

ふりがな 団体名	
代表者	
団体の所在地	
設立年月日	年 月 日
申込理由	

<p>使用目的 使用方法</p>	
<p>使用計画</p>	<p>使用予定頻度： <input type="checkbox"/>毎日 <input type="checkbox"/>週 回 <input type="checkbox"/>月 回</p>
<p>ブース使用により得られる活動の効果</p>	
<p>使用期間終了後の活動展望</p>	
<p>ブースを使用する他の団体との交流や連携策等</p>	

団体登録番号 第 号  
 登録日 年 月 日

岐阜市市民活動団体登録（更新）申請書

申請日 令和 年 月 日

（あて先）岐阜市長

団体名

申込者

代表者名

（役職）（氏名）

住所

（事務所住所、ない場合は代表者住所）

〒

電話番号 （ ） —

市民活動団体の登録又は登録の更新をしたいので、岐阜市市民活動団体登録要綱第3条（第7条第2項の規定により準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり申請します。

なお、登録された場合は、市が登録市民活動団体に関する情報を市民に提供するため、団体名、代表者の氏名、登録の年月日及び登録番号並びにこの申請書及び添付書類に記載した事項（岐阜市情報公開条例（昭和60年岐阜市条例第28号）第6条第1項各号に掲げる非公開とすることができる情報（代表者氏名を除く。）を除く。）が公表されることに同意します。

団体区分	<input type="checkbox"/> NPO法人（特定非営利活動法人） <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 市民活動団体（NPO法人を除く。） （ ）		
	ふりがな		
代表者	団体名		
	役職名		
	氏名		
	住所		
	電話番号	携帯電話番号	
	FAX番号		
	メールアドレス		

事務局 連絡先	氏名			
	住所			
	電話番号		携帯電話番号	
	FAX番号			
	メールアドレス		ホームページ	URL
設立	年 月 日	会員数	人	
団体の規約	<input type="checkbox"/> 定めている（ 会則・規約・定款 ） <input type="checkbox"/> 定めていない			
事務所状況	現在 <input type="checkbox"/> 事務所がある <input type="checkbox"/> 事務所がない			
活動範囲	<input type="checkbox"/> 岐阜市内 <input type="checkbox"/> 岐阜市内及び近隣 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
活動日 (複数回答可)	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 1週間に_____回 <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> 祝休日 <input type="checkbox"/> 1ヶ月に_____回（第 週） <input type="checkbox"/> 1年に_____回（ 月） <input type="checkbox"/> 不定期			
活動時間帯				
会費の有無	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（ 円/年・月）			
活動分野 (複数回答可)	<input type="checkbox"/> 保健・医療・福祉 <input type="checkbox"/> 社会教育 <input type="checkbox"/> まちづくり <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 観光の振興 <input type="checkbox"/> 農村漁村・中山間地域の振興 <input type="checkbox"/> 学術・文化・芸術・スポーツの振興 <input type="checkbox"/> 環境の保全 <input type="checkbox"/> 災害救援 <input type="checkbox"/> 地域安全 <input type="checkbox"/> 人権擁護・平和 <input type="checkbox"/> 国際協力 <input type="checkbox"/> 男女共同 <input type="checkbox"/> 子どもの健全育成 <input type="checkbox"/> 情報化 <input type="checkbox"/> 科学技術 <input type="checkbox"/> 経済の活性化 <input type="checkbox"/> 職能開発・雇用拡充 <input type="checkbox"/> 消費者保護 <input type="checkbox"/> 団体運営・活動支援			
活動内容				
団体PR				

○みんなの森 ぎふメディアコスモス条例

(設置)

第1条 市民の知識及び教養の向上を図り、市民の文化活動の場を提供し、市民活動の支援及び交流を促進するとともに、まちのにぎわいを創出し、もって豊かで活力ある地域社会の実現に寄与するため、知、絆及び文化の拠点として、みんなの森 ぎふメディアコスモス(以下「ぎふメディアコスモス」という。)を設置する。

(位置)

第2条 ぎふメディアコスモスの位置は、岐阜市司町40番地5とする。

(開館時間等)

第3条 ぎふメディアコスモスの開館時間及び使用時間並びに休館日は、規則で定める。

(施設)

第4条 ぎふメディアコスモスは、次に掲げる施設をもって構成する。

(1) 市民活動交流センター

ア スタジオ

イ 多目的ホール

ウ 展示室

エ 市民活動支援ブース

オ アからエまでに掲げるもののほか、市民活動交流センターに附属する施設

(2) 岐阜市立中央図書館

(3) 憩い・にぎわい広場

(4) 駐車場

2 岐阜市立中央図書館の設置及び管理については、岐阜市立図書館条例(昭和33年岐阜市条例第7号)の定めるところによる。

(事業)

第5条 ぎふメディアコスモスは、次に掲げる事業を行う。

(1) 多世代の交流の促進に関すること。

(2) 中心市街地におけるにぎわいの創出に関すること。

(3) 次に掲げる市民活動(社会的課題を解決するために展開される営利を目的としない市民の自発的な社会貢献活動をいい、多文化共生及び国際交流を推進するための活動を含む。以下同じ。)に関すること。

ア 情報の集積及び発信

イ 実践の場の提供

ウ 支援及び交流の促進

エ 人材の育成

オ 調査及び研究

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(使用の許可)

第6条 市民活動交流センターの施設(附属設備を含む。以下同じ。)を使用しようとする者(市民活動支援ブースにあっては、市民活動を行う団体のうち市長が認めるものに限る。)は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 憩い・にぎわい広場において、次の各号のいずれかに掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市

長の許可を受けなければならない。

(1) 行商その他これに類する行為をすること。

(2) 業として写真又は映画を撮影すること。

(3) 興行を行うこと。

(4) 競技会、展示会、博覧会その他の催し、集会等のために憩い・にぎわい広場の全部又は一部を独占して利用すること。

3 市長は、ぎふメディアコスモスの管理上必要があるときは、前2項の規定による使用の許可（以下「使用許可」という。）に条件を付けることができる。

（使用の制限）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可をしてはならない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(3) 建物又は附属設備若しくは備品（以下「建物等」という。）を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、ぎふメディアコスモスの管理上支障を来すおそれがあるとき。

（使用権の譲渡等の禁止）

第8条 第6条第1項又は第2項の規定により使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外の目的に使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（使用許可の取消し等）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則等の規定に違反したとき。

(2) 第7条各号のいずれか又は前条の規定に該当する事由が生じたとき。

(3) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。

(4) 使用許可に付した条件に違反したとき。

2 前項の規定の適用によって使用者が受けた損害については、市は、その賠償の責めを負わない。

（使用料）

第10条 使用者は、市民活動交流センターの施設又は憩い・にぎわい広場を使用する場合は、別表（6の表を除く。）に定める額の使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

2 駐車場を使用する者は、別表の6の表に定める額の使用料を自動車の出場の際に納付しなければならない。

3 市長は、公益上その他特別の理由があると認める場合は、使用料を減免することができる。

4 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

（原状回復の義務）

第11条 使用者は、使用許可を受けた施設の使用が終わったとき又は使用許可を取り消され、若しくは使用の中止を命ぜられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

（禁止行為）

第12条 ぎふメディアコスモスを利用する者は、ぎふメディアコスモスにおいて次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 許可を受けずに寄附金の募集、物品の販売又は飲食物の販売若しくは提供をすること。

- (2) 騒音を発する等他人の迷惑となる行為をすること。
- (3) 火災、爆発その他危険を生じるおそれのある行為をすること。
- (4) 建物等を汚損し、又はき損するおそれのある行為をすること。
- (5) 許可を受けずに広告類を掲示し、又はまきちらす行為をすること。
- (6) 所定の場所以外において飲食し、又は喫煙すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に反する行為をすること。

(入場の制限)

第13条 市長は、前条各号に掲げる行為をする者のほか、他人に危害を加え、又は他人の迷惑となる物を携行する者その他ぎふメディアコスモスの管理に支障を来すと認める者に対して、入場を拒絶し、又は退場を命ずることができる。

(損害の賠償)

第14条 建物等を汚損し、損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。

(職員の立入り)

第15条 市長は、ぎふメディアコスモスの管理上必要があると認めるときは、市長が指定した職員を使用中の施設に立ち入らせることができる。この場合において、使用者は、当該職員の立入りを拒むことはできない。

(みんなの森 ぎふメディアコスモス運営委員会)

第16条 ぎふメディアコスモスの運営に関する事項を審議するため、みんなの森 ぎふメディアコスモス運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第16条及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(岐阜市NPO・ボランティア協働センター条例の廃止)

2 岐阜市NPO・ボランティア協働センター条例（平成16年岐阜市条例第12号）は、廃止する。

(準備行為)

3 第6条の規定による使用許可に係る手続その他この条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の岐阜市文化会館条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う使用許可に係る使用料について適用し、施行日に行う使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の岐阜市<sup>生涯学習</sup><sub>女 性</sub>センター条例の規定は、施行日以後に行う使用許可に係る使用料について適用し、施行日以前に行う使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

4 第3条の規定による改正後のみんなの森 ぎふメディアコスモス条例の規定は、施行日以後に行う使用

許可に係る使用料について適用し、施行日前に行う使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

- 5 第4条の規定による改正後の岐阜市コミュニティセンター条例の規定は、施行日以後に行う使用許可に係る使用料について適用し、施行日前に行う使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。
- 6 第5条の規定による改正後の岐阜市柳津生涯学習センター条例の規定は、施行日以後に行う使用許可に係る使用料について適用し、施行日前に行う使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。
- 7 第6条の規定による改正後の岐阜市立学校等体育施設夜間開放使用料徴収条例の規定は、施行日以後に行う使用許可に係る使用料について適用し、施行日前に行う使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。
- 8 第7条の規定による改正後の岐阜市公民館条例の規定は、施行日以後に行う使用許可に係る使用料について適用し、施行日前に行う使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。
- 9 第10条の規定による改正後の岐阜市青少年会館条例の規定は、施行日以後に行う使用許可に係る使用料について適用し、施行日前に行う使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。
- 10 第11条の規定による改正後の岐阜市少年自然の家条例の規定は、施行日以後に行う使用許可に係る使用料について適用し、施行日前に行う使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。
- 11 第12条の規定による改正後の岐阜市体育館条例の規定は、施行日以後に行う使用許可に係る使用料について適用し、施行日前に行う使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。
- 12 第13条の規定による改正後の岐阜市屋外体育施設条例の規定は、施行日以後に行う使用許可に係る使用料について適用し、施行日前に行う使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。
- 13 第14条の規定による改正後の岐阜市スポーツ交流センター条例の規定は、施行日以後に行う使用許可に係る使用料について適用し、施行日前に行う使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

#### 別表（第10条関係）

##### 1 スタジオ

区分	使用料
	1時間につき
スタジオA-1、スタジオA-2（各室につき）	560円
スタジオA-1、スタジオA-2（併せて使用する場合）	890円
スタジオB	560円
スタジオC	350円
スタジオD	270円

備考 入場料その他これに類する対価を徴収する場合の使用料は、この表に定める使用料の10割に相当する額を加算した額とする。ただし、練習、準備等のために使用する場合の使用料は、この表に定める使用料とする。

## 2 多目的ホール

区分	使用料				
	午前	午後	夜間	終日	時間外 の使用
					1時間につき
平日	14,050円	17,020円	20,640円	49,350円	2,640円
土曜日、日曜日及び休日	15,310円	18,300円	24,130円	55,560円	3,400円

### 備考

- 「午前」とは午前9時から正午まで、「午後」とは午後1時から午後4時まで、「夜間」とは午後5時から午後9時まで、「終日」とは午前9時から午後9時までとする。
- 入場料その他これに類する対価を徴収する場合の使用料は、この表に定める使用料の10割に相当する額を加算した額とする。ただし、練習、準備等のために使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の額とする。
- 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

## 3 展示室

区分	使用料
	終日
展示室A、展示室B（各室につき）	14,240円
展示室A、展示室B（併せて使用する場合）	22,790円
展示室拡大スペース	10,480円

### 備考

- 「終日」とは、午前9時から午後9時までとする。
- 入場料その他これに類する対価を徴収する場合の使用料は、この表に定める使用料の10割に相当する額を加算した額とする。ただし、練習、準備等のために使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の額とする。
- 展示室拡大スペースの使用許可は、展示室A及び展示室Bと併せて使用する場合に行うものとする。

## 4 市民活動支援ブース

単位及び期間	使用料
1区画につき1か月	2,280円

備考 月の途中に市民活動支援ブースの使用許可を受け、又は使用を廃止した場合におけるその月に係る使用料の額は、日割りによって計算して得た額とする。この場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

## 5 憩い・にぎわい広場

岐阜市都市公園条例（昭和44年岐阜市条例第9号）別表第2(3)の表に定めるところによる。この場合において、同表中「競技会、展示会、博覧会その他これらに類するもの」とあるのは、「競技会、展示会、博覧会その他の催し、集会等のための憩い・にぎわい広場の全部又は一部を独占した利用」とする。

6 駐車場

単位及び時間	使用料
1台30分ごとにつき	100円

7 りふメディアコスモスにおいて有料で使用させる附属設備の使用料は、規則で定める。

## ○みんなの森 りふメディアコスモス条例施行規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、みんなの森 りふメディアコスモス条例(平成26年岐阜市条例第61号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (開館時間等)

第2条 みんなの森 りふメディアコスモス(以下「りふメディアコスモス」という。)(憩い・にぎわい広場を除く。次条第1項において同じ。)の開館時間又は使用時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 駐車場 午前8時30分から午後9時30分まで
- (2) 前号の施設以外の施設 午前9時から午後9時まで

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、臨時に開館時間又は使用時間を変更することができる。

### (休館日)

第3条 りふメディアコスモスの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 各月の最終の火曜日(次号の休館日と重なった場合は、当該火曜日の属する週の直前の週の火曜日)。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)と重なった場合は、その翌日以後最初に到来する祝日法による休日でない日とする。
- (2) 年末年始(12月31日から翌年の1月3日まで)

2 市長は、必要と認めるときは、りふメディアコスモスを臨時に休館し、若しくは閉鎖し、又は前項の休館日を変更することができる。

### (使用期間)

第4条 りふメディアコスモスは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間を超えて引き続き使用することができない。

- (1) スタジオ 3日
- (2) 多目的ホール及び憩い・にぎわい広場 7日
- (3) 展示室 14日
- (4) 市民活動支援ブース 1年

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、使用期間を変更することができる。

### (使用許可の申請件数)

第4条の2 条例第6条第1項及び第2項に規定する使用許可(以下「使用許可」という。)について、1月間に申請をすることができる件数は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号のとおりとする。この場合において、使用日以降は、当該件数の範囲内で再度当月内に申請をすることができる。

- (1) スタジオ スタジオごとに3件
- (2) 多目的ホール、展示室及び憩い・にぎわい広場 施設ごとに2件

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認める場合は、同項に規定する件数を超えて申請をすることができる。

### (事前予約)

第4条の3 スタジオ、多目的ホール又は展示室の使用許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる期間に使用の予約(以下「事前予約」という。)をすることができる。

る。

(1) スタジオ 次のア又はイに掲げる者の区分に応じ、使用開始日の4月前の日の属する月の当該ア又はイに掲げる期間

ア 市、条例第5条第3号に規定する市民活動を行う者のうち市長が認めるもの（以下「市長が認める市民活動団体」という。）並びに学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定により設置された学校（中等教育学校及び大学を除く。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により設置された児童福祉施設（以下「学校等」という。） 1日から8日まで（休館日を除く。）

イ アに掲げる者以外の者 16日から23日まで（休館日を除く。）

(2) スタジオ以外の施設 前号ア又はイに掲げる者の区分に応じ、使用開始日の1年1月前の日の属する月のそれぞれ同号ア又はイに掲げる期間

2 事前予約をすることができる件数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

(1) スタジオ スタジオごとに1件

(2) スタジオ以外の施設 施設ごとに1件（展示室にあっては、7日を単位とする。）

3 事前予約をしようとする者は、別に定める事前予約申込書を市長に提出するものとする。

4 事前予約において複数の申込みが重複した場合は、抽選により決定する。ただし、第1項第1号アに掲げる者の申込みが重複した場合は、次に掲げる順位により事前予約をする者（次項及び第6項において「事前予約者」という。）を決定する。

(1) 市

(2) 市長が認める市民活動団体

(3) 学校等

5 市長は、事前予約者を決定したときは、別に定める事前予約の申込結果通知書により当該事前予約者に通知するものとする。

6 前項に規定する事前予約者は、速やかに次条の規定による使用許可の申請をしなければならない。

（使用許可の申請）

第5条 市民活動交流センターの施設（市民活動支援ブースを除く。）若しくは憩い・にぎわい広場又は別表の1の表に掲げる附属設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、次の各号に掲げる使用しようとする施設等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

(1) 市民活動交流センター又はその附属設備 市民活動交流センター使用申込書（様式第1号）

(2) 憩い・にぎわい広場 憩い・にぎわい広場使用許可申請書（様式第2号）

2 前項の規定による使用許可の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる日までにを行うものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) スタジオ 使用開始日の3月前の日の属する月の初日から前日まで

(2) 前号に掲げる施設以外の施設 使用開始日の1年前の日の属する月の初日から7日前まで

（使用の許可）

第6条 市長は、施設等の使用許可をしたときは、次の各号に掲げる使用許可をした施設等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を申請者に交付するものとする。

(1) 市民活動交流センター又はその附属設備 市民活動交流センター使用（変更）承認書（様式第3号。以下「使用（変更）承認書」という。）

(2) 憩い・にぎわい広場 憩い・にぎわい広場使用（変更）許可書（様式第4号。以下「使用（変更）許可書」という。）

(市民活動支援ブース等の使用の手続)

第7条 市長は、市民活動支援ブース及び別表の2の表に掲げる附属設備の使用許可に当たっては、当該施設及び附属施設を使用しようとする者を公募するものとする。

2 前項に規定する市民活動支援ブースの使用許可をする者の選定に当たっては、岐阜市附属機関設置条例（平成25年岐阜市条例第7号）別表に規定する岐阜市市民活動支援事業審査委員会に諮問するものとする。

3 第1項に規定する使用許可の申請に係る手続は、別に定める。

(附属設備の使用料)

第8条 条例別表の7の表に規定する附属設備の使用料の額は、別表のとおりとする。

(使用の変更)

第9条 施設等の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用（変更）承認書又は使用（変更）許可書に記載された事項を変更しようとするときは、みんなの森 ぎふメディアコスモス使用変更申込書（様式第5号）に使用（変更）承認書又は使用（変更）許可書を添えて市長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により使用の変更を許可したときは、使用（変更）承認書又は使用（変更）許可書を使用者に交付するものとする。

(使用の中止)

第10条 使用者は、施設等の使用を中止しようとするときは、みんなの森 ぎふメディアコスモス使用中止届出書（様式第6号）に使用（変更）承認書又は使用（変更）許可書を添えて、速やかに市長に届け出なければならない。

(使用料の減免)

第11条 条例第10条第3項の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料（条例別表の4の表及び6の表に規定する使用料を除く。）をそれぞれ当該各号に定めるとおり減免するものとする。

(1) 市が主催し、又は共催する事業で、市長が特に必要と認めた場合 免除

(2) 学校等の幼児、児童、生徒及び学生並びにこれらの引率者が、教育等の目的のため使用する場合 免除

(3) 市長が認める市民活動団体が使用する場合 5割相当額の減額

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた場合 市長がその都度定める額の減額

2 条例第10条第3項の規定により、ぎふメディアコスモスを利用する者が自動車を駐車させる場合は、条例別表の6の表に規定する使用料について、駐車時間から2時間を減じた時間に相応する額に減額するものとする。

3 前項の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、条例別表の6の表に規定する使用料をそれぞれ当該各号に定めるとおり減免するものとする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者が運転し、又は同乗している自動車を駐車させるとき 5割相当額の減額

(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が運転し、又は同乗している自動車を駐車させるとき 5割相当額の減額

(3) 都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市から療育手帳の交付を受けている者が運転し、又は同乗している自動車を駐車させるとき 5割相当額の減額

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき 市長がその都度定める額の減額

4 前3項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該

各号に定める書類を、あらかじめ市長に提出しなければならない。ただし、第1項第2号の場合はその事実を証するものを、第2項の場合は駐車整理券を、前項第1号の場合は身体障害者手帳を、同項第2号の場合は精神障害者保健福祉手帳を、同項第3号の場合は療育手帳を提示し、申請に代えることができる。

(1) 市民活動交流センター 市民活動交流センター使用料減額・免除申請書（様式第1号）

(2) 憩い・にぎわい広場 憩い・にぎわい広場使用料減額・免除申請書（様式第2号）

5 第1項から第3項までの規定により算定された使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

（使用料の返還）

第12条 条例第10条第4項ただし書の規定により使用料を返還する場合は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額を返還するものとする。

(1) 天災その他使用者の責めに帰すことのできない事由のため施設等を使用できなかった場合 全額

(2) 使用者から使用しようとする日（連続して2日以上使用するとき、その最初の日をいう。）の7日前（スタジオを使用する場合にあっては、前日）までに使用の中止の届出又は使用変更の申込みがあった場合 全額又は使用料の変更が生じた場合における過納となった額

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めた場合 その都度市長が定める額  
（使用方法の事前打合せ等）

第13条 使用者は、事前に市長と多目的ホール、展示室又は憩い・にぎわい広場（以下「多目的ホール等」という。）の使用方法その他必要な事項の打合せを行わなければならない。

2 使用者は、多目的ホール等の使用が終わったときは、市長の点検を受けなければならない。

（使用者の責務）

第14条 使用者は、条例及びこの規則並びに職員の指示事項を遵守しなければならない。

（みんなの森 ぎふメディアコスモス運営委員会の組織）

第15条 条例第16条に規定するみんなの森 ぎふメディアコスモス運営委員会（以下「運営委員会」という。）は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 各種団体等が推薦する者

(3) 公募に応じた者

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第16条 運営委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、運営委員会の会務を総理し、運営委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（運営委員会の会議）

第17条 運営委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第18条 運営委員会は、特定の事項について調査及び審議を行うため、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、委員のうちからその都度委員長が指名する。
- 3 前2条の規定は、部会について準用する。
- 4 運営委員会は、その議決により、部会の議決をもって運営委員会の議決とすることができる。  
(関係者の出席)

第19条 運営委員会及び部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に調査若しくは検討を依頼して報告を求め、又は会議に出席させて説明若しくは意見を聴くことができる。

(その他)

第20条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、第7条、第15条から第19条まで及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。  
(岐阜市NPO・ボランティア協働センター条例施行規則の廃止)
- 2 岐阜市NPO・ボランティア協働センター条例施行規則(平成16年岐阜市規則第40号)は、廃止する。  
(準備行為)
- 3 条例附則第3項の規定により条例の施行前において行われる使用許可に係る手続その他必要な行為は、この規則に定める手続の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成31年10月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後のみんなの森 ぎふメディアコスモス条例施行規則第4条の3第1項の規定の適用については、平成31年6月30日までの間に限り、同項第1号アの規定中「8日」とあるのは「10日」と、同号イの規定中「23日」とあるのは「25日」とする。
- 3 第2条の規定による改正後のみんなの森 ぎふメディアコスモス条例施行規則の規定は、同条の規定の施行の日以後に行う使用許可に係る使用料について適用し、同日前に行う使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

別表（第8条関係）

1 多目的ホール

区分		単位（午前、午後、夜間各1回につき）	使用料
ピアノ	グランドピアノ（国産）	1台	4,070円

備考 ピアノの使用料は、移動又は調律に伴う費用を除く。

2 ロッカー

区分	単位	使用料
大	1か月	300円
小	1か月	150円

## 市民活動支援ブース等の使用許可に係る手続等に関する要綱

平成26年11月12日決裁

平成27年 5月26日決裁

平成28年 3月15日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、みんなの森 ぎふメディアコスモス条例（平成26年岐阜市条例第61号。以下「条例」という。）第4条第1項第1号エに規定する市民活動支援ブース（以下「ブース」という。）及びみんなの森 ぎふメディアコスモス条例施行規則（平成26年岐阜市規則第74号。以下「規則」という。）別表の2の表に規定するロッカーの使用許可に係る手続等に関し、条例及び規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(使用者の範囲)

第2条 ブース又はロッカー（メールボックスを含む。以下同じ。）（以下「ブース等」という。）を使用することができる者は、次の各号に掲げるブース等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める団体とする。

(1) ブース 次のア及びイのいずれにも該当する団体

ア 岐阜市市民活動団体登録要綱（平成26年11月12日決裁）第4条第1項の規定により登録された団体

イ ブースを主たる事務所として使用する団体

(2) ロッカー 前号アに掲げる団体

(使用期間)

第3条 ブース等の使用期間は、第5条第1項又は第2項の規定による使用許可によりブース等の使用を開始することができる日から当該日の属する年度の末日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則第4条第2項の規定によりブース等の使用期間を1年以内に限り延長することができる。

(1) 年度途中でブース等の使用を開始した場合において、条例第5条第3号に規定する市民活動を行う団体の効果的な支援及び活動の促進のため、ブース等の継続的な使用を必要と認めるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、特別の理由があると認めるとき。

3 市長は、前項の規定によるブース等（ロッカーを除く。）の使用期間の延長を行うときは、岐阜市附属機関設置条例（平成25年岐阜市条例第7号）別表に規定する岐阜市市民活動支援事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）にその旨を報告しなければならない。

(使用許可の申込み)

第4条 ブース等を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げるブース等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を市長に提出するものとする。

(1) ブース 市民活動支援ブース使用申込書（様式第1号。以下「ブース使用申込書」という。）

(2) ロッカー ロッカー使用申込書（様式第2号）

(使用許可)

第5条 市長は、規則第7条第2項の規定による審査委員会の審査結果を踏まえてブースを使用する団体を決定する。

2 ロッカーの使用者は、先着順により決定する。

3 市長は、前2項の規定によりブース等を使用する団体を決定したときは、次の各号に掲げるブース等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を申請者に交付するものとする。

(1) ブース 市民活動支援ブース使用（変更）承認書（様式第3号。以下「ブース使用（変更）承認書」という。）

(2) ロッカー ロッカー使用（変更）承認書（様式第4号）

（使用補欠者）

第6条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による使用許可をしなかった団体について、順位を定めて補欠者として登録し、市民活動支援ブース・ロッカー補欠登録通知書（様式第5号）を当該団体に交付するものとする。

2 市長は、第5項に規定する補欠登録の有効期間内にブース等に空きが生じた場合は、前項の規定による補欠者の順位に従い、当該ブース等の使用を許可するものとする。

3 前項の場合において、市長は、補欠者に対してブース使用申込書又はロッカー使用申込書の記載事項について変更の有無を確認するものとする。

4 市長は、第2項の規定によりブース等の使用を許可したときは、ブース等の区分に応じ、ブース使用（変更）承認書又はロッカー使用（変更）承認書（以下これらを「使用（変更）承認書」と総称する。）を当該補欠者に交付するものとする。

5 第1項の規定による補欠者の登録の有効期間は、登録の日から登録の日の属する年度の翌年度の末日までとする。

（使用の変更）

第7条 第5条第1項の規定により使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用（変更）承認書に記載された事項を変更しようとするときは、市民活動支援ブース・ロッカー使用変更申込書（様式第6号）に使用（変更）承認書を添えて市長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により使用の変更を許可したときは、使用（変更）承認書を使用者に交付するものとする。

（使用の中止）

第8条 使用者は、ブース等の使用を中止しようとするときは、市民活動支援ブース・ロッカー使用中止届出書（様式第7号）に使用（変更）承認書を添えて、速やかに市長に届け出なければならない。

（使用料の日割計算）

第9条 月の途中でロッカーの使用許可を受け、又は使用を中止した場合におけるその月に係る使用料の額は、規則別表の2の表に掲げる額の日割りによって計算して得た額とする。この場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（損傷等の届出等）

第10条 使用者は、ブース等その他のメディアコスモスの施設（附属設備を含む。）を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、直ちに市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年11月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月15日から施行する。